

Bi-Weekly Newsletter

Mar 11, 2020 | ISSUE 39

I. 統計資料

2

2019年国税収入実績

II. 産業ニュース

2

国税庁、新型コロナウイルス対応のための税政支援案発表

III. 最新事例・判例

3

- みなし取得税賦課対象イシュー(ソウル税制-1433,2020.01.28.)
- 従来寡占株主法人の登記役員が該当法人から株式を50%以上取得した場合、特殊関係者間取引である内部取引に該当し、みなし取得税賦課対象から除外されるか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲(キム・サンウン) Partner

02 709 0789

swkim@samil.com

黄詰珍(ファン・チョルジン) Partner

02 709 0759

hcj@samil.com

申鉉昌(シン・ヒョンチャン) Partner

02 709 7904

hcshin@samil.com

盧映錫(ノ・ヨンソク) Partner

02 709 0877

ysnoh@samil.com

李応典(イ・ウンジョン) Partner

02 3781 2309

ejlee@samil.com

李南善(イ・ナムソン) Partner

02 3781 3189

nslee@samil.com



pwc

삼일회계법인

(c) 2020 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.

I. 2019年国税収入実績

- 国会予算政策処 (<https://www.nabo.go.kr/>)

主な内容

- 国会予算政策処によると、2019年国税収入実績は293兆ウォンで、2018年に比べ1,161億ウォン（△0.04%）減少したことが明らかになった。これは内需不振、企業景気鈍化などによるもので、直近3年間の収支好調から小幅減少に転じた。

[単位:兆ウォン]

区分	2015	2016	2017	2018	2019
総国税	218	243	265	294	293
所得税	61	69	75	85	83
法人税	45	52	59	71	72
相続税及び贈与税	5	5	7	7	8
付加価値税	54	62	67	70	71
その他国税	53	55	57	61	59

II. 国税庁、新型コロナウイルス対応のための税政支援案発表

- 国税庁 (<http://www.nts.go.kr>)

主な内容

- 国税庁は2020年2月27日、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する対応を検討し、国税行政の見地から支援案を用意した。特に、納税者負担を緩和するために税務調査を最少化して実施することにした。
- (調査着手最少化) 当分の間は定期・不定期調査を問わず賦課除斥期間の満了などで即着手が避けられない場合にのみ調査に取り掛かる
- (対面調査の自制) やむを得ず調査する場合にも出張調査・現場訪問および納税者の出席要求を自粛し書面・電話などを積極的に活用
- (延期・中止を積極的に受け入れる) 紳士者が関連被害を訴えて調査延期および中止を申し込んだ場合、積極的に承認
- (大邱・慶北地域の特別措置) 大邱・慶北地域は当分の間、新しい税務調査の着手を全面保留し、進行中の税務調査も2週間(3月15日まで)中止(*)
(*) 調査中止期間延長の有無は状況を見据えながら検討するとの計画を明らかにした
- このように税務調査の自制に関する国税庁の立場を表明したが、新型コロナウイルスによって納税者の被害は拡大し続けているため、国税庁の税政支援案がどの程度効果があるか注視する必要がある。

III. 最新例規・判例

-ソウル税制-1433,2020.01.28.

1. 爭点

- 特殊関係者間取引である内部取引に該当し、みなし取得税賦課対象から除外されるか

2. 事実関係

- D社はC社の100%子会社であり、B社はC社の大株主であるA社(C社株式の79.4%保有)の子であり、C社の登記役員である。BがC社から、D社の株式80.6%を取得する。

3. 回答内容

- 最高裁は寡占株主に該当するか否かは寡占株主のうち特定株主1人の株式増加などを基準に判断するのではなく、寡占株主全体が所有した総株式増加などを基準に判断すると判示している(最高裁2007.8.23. 宣告2007ドウ10297判決)。また、既存の寡占株主と親族その他特殊関係にあるものの、当該法人の株主ではなかった者が既存の寡占株主からその株式の一部または全部を受け継いで新しく寡占株主になる場合、既存の寡占株主と新しい寡占株主が所有した総株式の比率に変動がなければ、みなし取得税の課税対象にならないと判示している(最高裁2013.7.25. 宣告2012ドウ12495判決)。
- この質問の場合、C社を基準にB社はC社の登記役員で特殊関係者に該当するので、上記の取引は特殊関係者内部間の取引に該当し、既存の寡占株主(100%)からその株式の一部を受け継いで新しく寡占株主(80.6%)となるケースに該当する。既存の寡占株主と新しい寡占株主が所有した総株式の比率が減ったならば、みなし取得税の課税対象にならないと思われる。

4. 関連法令

● 地方税法施行令第11条【寡占株主の取得など】

① 法人の寡占株主(「地方税基本法」第46条第2号による寡占株主をいう。以下同じ)でない株主または有限責任社員が他の株主または有限責任社員の株式または持分(以下“株式など”という)を取得したり、増資などで最初に寡占株主となった場合には、最初に寡占株主となった日の該当寡占株主が所有している法人の株式などを全て取得したものとみて法第7条第5項により取得税を賦課する。

② すでに寡占株主となった株主または有限責任社員が該当法人の株式などを取得して該当法人の株式などの総額に対する寡占株主が持つ株式などの比率(以下この条において“株式などの比率”という)が増加した場合には、その増加分を取得とみて法第7条第5項により取得税を賦課する。ただし、増加した後の株式などの比率が該当寡占株主が以前に持っていた株式などの最高比率より増加しない場合には、取得税を賦課しない。

● 地方税法第2条【定義】

① この法で使う用語の意味は次のとおり。

34. “特殊関係者”とは、本人と次のいずれかに該当する関係にある者をいう。この場合、この法および地方税関係法を適用する時は本人もその特殊関係者の特殊関係者とみる。

イ. 役員・使用人など大統領令で定める経済的な相関関係